

第7期 第1回さいたま市地域自立支援協議会 次第

日時：令和元年7月5日(金)15時00分～

会場：さいたま市保健所第1研修室A

○ 開 会

○ 議 題

1. さいたま市地域自立支援協議会の概要
2. 専門部会の取り組みについて
3. 日中サービス支援型共同生活援助について
4. 次期障害者総合支援計画策定に係るアンケート調査について

○ そ の 他

○ 閉 会

第7期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿

【任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年間）】

（五十音順、敬称略）

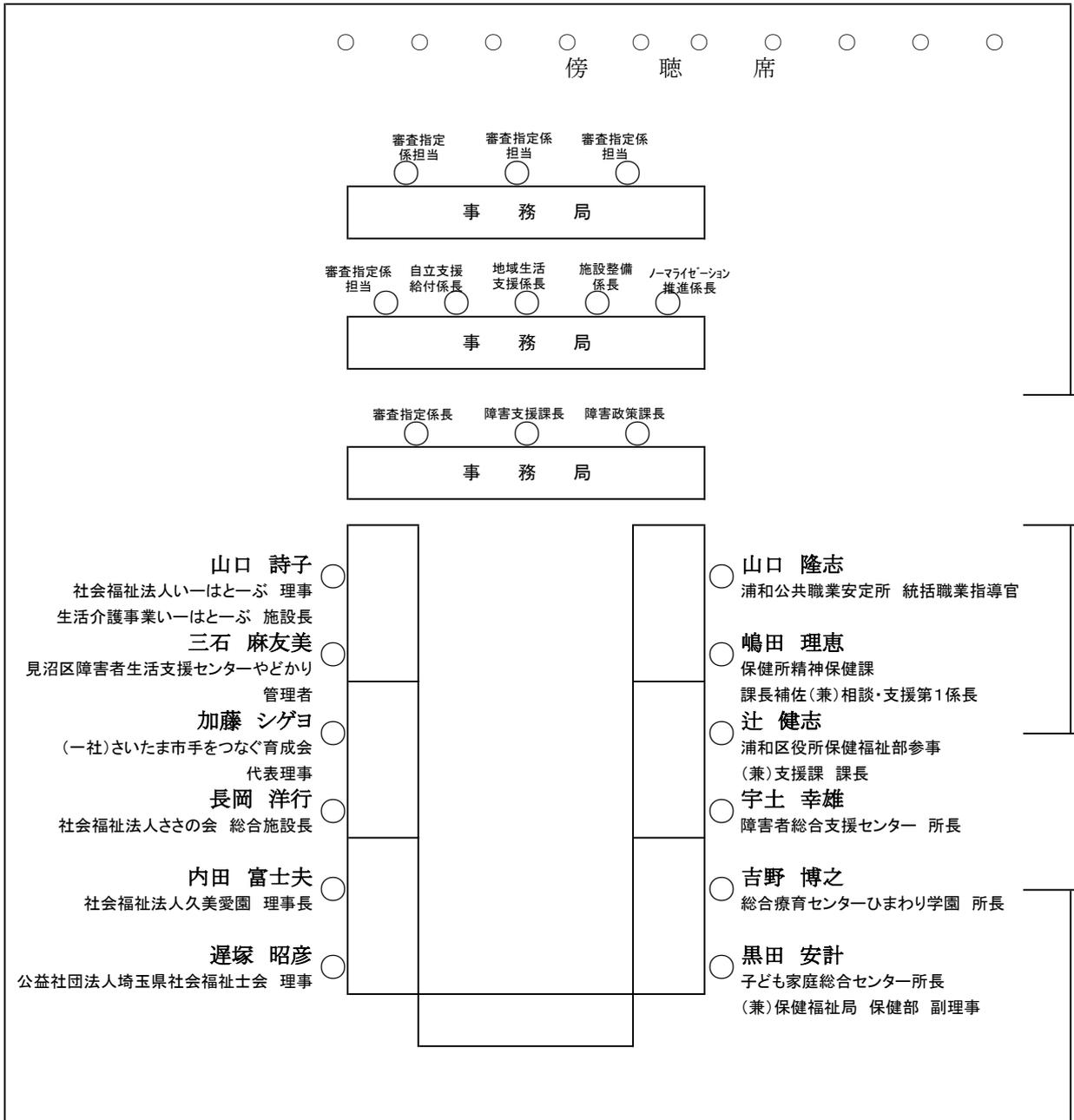
	選出分野	所属及び職名	氏 名	備考
1	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
2	市職員	障害者総合支援センター 所長	宇土 幸雄	
2	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
3	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	
4	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長補佐 兼 相談・支援第1係長	嶋田 理恵	
5	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	
6	市職員	浦和区役所 健康福祉部 参事 兼 支援課 課長	辻 健志	
7	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	
8	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	
10	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 生活介護事業いーはとーぶ 施設長	山口 詩子	
11	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	山口 隆志	
12	市職員	総合療育センターひまわり学園 所長	吉野 博之	

第7期 第1回さいたま市地域自立支援協議会

座席表

日時: 令和元年7月5日(金) 15:00~

会場: さいたま市保健所第1研修室A



(敬称略)

さいたま市地域自立支援協議会の概要

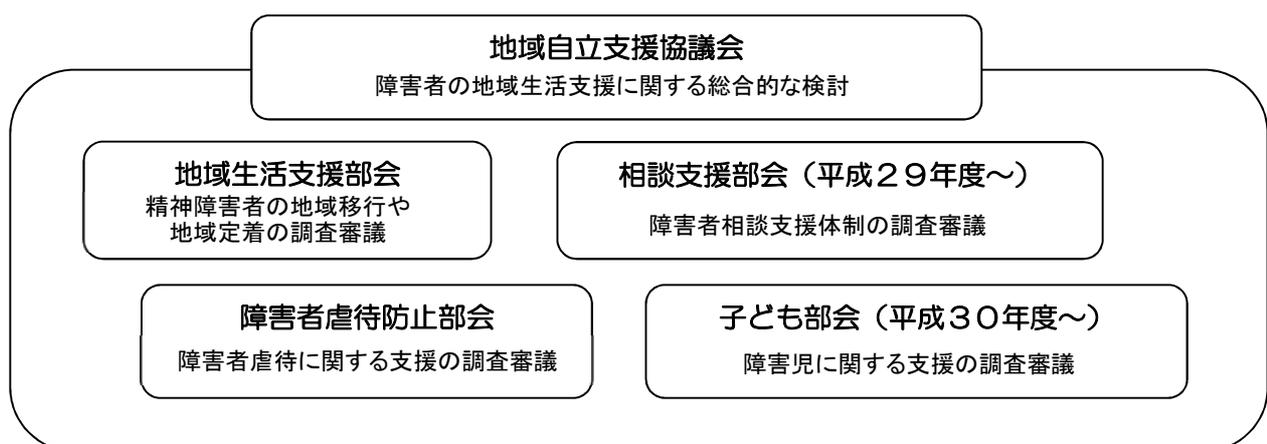
■さいたま市地域自立支援協議会について

地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第 31 条に基づき、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備、障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議する付属機関である。

■平成 31（令和元）年度の協議会体制

平成 31（令和元）年度の地域自立支援協議会は、本協議会及び専門部会によって構成。専門部会は、障害者の地域生活に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「地域生活支援部会」、障害者虐待に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「障害者虐待防止部会」、障害者相談支援体制について調査審議を行う事を目的とする「相談支援部会」、障害児に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「子ども部会」を設置し、計 4 つの専門部会を設置している。

【協議会体制のイメージ図】



さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（抜粋）

（自立支援協議会の設置等）

- 第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。
- 2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。
- （1） 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
 - （2） 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
 - （3） 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
 - （4） 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。
- 3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- （1） 学識経験を有する者
 - （2） 相談支援事業者の代表者
 - （3） 事業者の代表者
 - （4） 障害者に関係する団体の代表者
 - （5） 関係行政機関の職員
 - （6） 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則 (抜粋)

(自立支援協議会の会長及び副会長)

第24条 さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(自立支援協議会の臨時委員)

第25条 自立支援協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者、自立支援協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、条例第31条第5項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(自立支援協議会の会議)

第26条 会長は、自立支援協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 自立支援協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(自立支援協議会の委員の守秘義務)

第27条 自立支援協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自立支援協議会の庶務)

第28条 自立支援協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(自立支援協議会の運営事項)

第29条 この規則に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（平二二法七一・追加、平二四法五一・旧第八十九条の二繰下・一部改正）

さいたま市地域自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第2条 会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、協議会の決議により非公開とすることができる。

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の前に、自己の住所、氏名その他会長の必要と認める事項を告げて、会長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、会長が定める。

3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前2号のほか、会長において傍聴を不適當と認める者

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること

(4) 飲食又は喫煙すること

(5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み使用すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること

(退場)

第7条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

第7期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿

【任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年間）】

（五十音順、敬称略）

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
2	市職員	障害者総合支援センター 所長	宇土 幸雄	
2	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
3	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	
4	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長補佐 兼 相談・支援第1係長	嶋田 理恵	
5	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	※
6	市職員	浦和区役所 健康福祉部 参事 兼 支援課 課長	辻 健志	
7	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	
8	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	
10	福祉事業従事者	社会福祉法人イーはとーぶ 理事 兼 生活介護事業イーはとーぶ 施設長	山口 詩子	
11	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	山口 隆志	
12	市職員	総合療育センターひまわり学園 所長	吉野 博之	

※会長

第7期 さいたま市地域自立支援協議会
地域生活支援部会委員名簿

【任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年間）】

(五十音順、敬称略)

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	福祉事業従事者	中央区障害者生活支援センター来夢 管理者	大須田 潤子	
2	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	※
3	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長補佐 兼 相談・支援第1係長	嶋田 理恵	※
4	福祉事業従事者	指定相談支援事業所美波 管理者	角田 真歩	
5	学識経験者	だるまさんクリニック 院長	西村 秋生	
6	市職員	北区役所支援課 課長補佐 兼 障害福祉係長	伴野 智	
7	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	※
8	学識経験者	大宮厚生病院 理事長	渡邊 宏治	

※は地域自立支援協議会委員

第7期 さいたま市地域自立支援協議会
障害者虐待防止部会委員名簿

【任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年間）】

(五十音順、敬称略)

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	障害者総合支援センター 所長	宇土 幸雄	※
2	市職員	中央区役所支援課 課長	小泉 秀幸	
3	福祉事業従事者	南区障害者生活支援センターあみ〜ご 管理者	高橋 美香子	
4	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	※
5	福祉事業従事者	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 さいたま市高齢・障害者権利擁護センター 副所長	蓮沼 彰	
6	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センターむつみ 管理者	服部 純乃	
7	市職員	障害者更生相談センター 主査	曲淵 祥子	
8	学識経験者	国立大学法人埼玉大学教育学部 准教授	宗澤 忠雄	
9	市職員	見沼区役所支援課 課長補佐 兼 障害福祉係長	八木田 直樹	

※は地域自立支援協議会委員

第7期 さいたま市地域自立支援協議会
相談支援部会委員名簿

【任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年間）】

(五十音順、敬称略)

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	※
2	福祉事業従事者	中央区障害者生活支援センター来夢 管理者	大須田 潤子	
3	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	※
4	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	※
5	福祉事業従事者	南区障害者生活支援センター社協ひまわり 管理者	萩原 秀俊	
6	福祉事業従事者	大宮区障害者生活支援センターみぬま 管理者	山路 久彦	
7	市職員	南区役所支援課 課長補佐 兼 障害福祉係長	山田 亨	
8	市職員	総合療育センターひまわり学園 所長	吉野 博之	※
9	福祉事業従事者	さいたま市大崎むつみの里 第2事業所 主査	頼経 直	
10	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センター やどかり 管理者	渡邊 奏子	

※は地域自立支援協議会委員

第7期 さいたま市地域自立支援協議会
子ども部会委員名簿

【任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年間）】

(五十音順、敬称略)

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	中央区役所支援課 障害福祉係長	赤城 文仁	
2	市職員（教員）	さいたま市立ひまわり特別支援学校 教諭	井内 紗也香	
3	市職員（医師）	総合療育センターひまわり学園 参事 兼 医師	後藤 晴美	
4	市職員	保健所 参事 兼 地域保健支援課 課長	小林 裕子	
5	学識経験者	埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター 教授	櫻井 康博	
6	福祉事業従事者	社会福祉法人 桜楓会 医療型障害児入所施設 カリヨンの杜 理事長補佐	高野 暢彦	
7	市職員（教員）	さいたま市立さくら草特別支援学校 教諭	千々和 一億	
8	市職員（保育）	さいたま市立東大成保育園 園長	徳光 美保子	
9	福祉事業従事者	浦和区障害者生活支援センターむつみ 相談支援専門員	松本 京平	
10	福祉事業従事者	さいたま市私立保育園協会 副会長	三須 亜由美	
11	福祉事業従事者	株式会社ハート&アート 代表取締役	茂木 有希子	
12	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 生活介護事業いーはとーぶ 施設長	山口 詩子	※
13	市職員	総合療育センターひまわり学園 所長	吉野 博之	※

※は地域自立支援協議会委員

◆地域生活支援部会について◆

【昨年度の取り組み】

精神障害者を支える地域包括ケアシステム構築に係る事業として、さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）モデル事業実施に向けた検討を行い、見沼区・緑区においてモデル事業の実施を決定。

また、アウトリーチ事業実施に向けて、訪問支援従事者研修を行った。

◆第1回 地域生活支援部会ワーキングチーム（H30.5.23）

- ・今年度の取組について確認（主にアウトリーチ事業実施に向けて）
- ・アウトリーチ先進事例視察報告（東京都 中部総合精神保健福祉センター）

◆第2回 地域生活支援部会（H30.7.19）

- ・アウトリーチ事業実施に向けた検討（支援対象者・事業方針・障害者生活支援センターへの実態調査中間報告）
- ・精神障害者の居住支援の現状についての情報共有

◆第3回 地域生活支援部会ワーキングチーム（H30.11.20）

- ・アウトリーチ事業実施に向けた検討（ケア会議の流れ・事業実施区・事業要綱などについて）

◆第4回 地域生活支援部会（H30.12.20）

- ・アウトリーチ事業実施に向けた検討（ケア会議の流れ・事業実施区・事業要綱などについての決定）
- ・アウトリーチ先進事例視察報告（東京都 多摩総合精神保健福祉センター）

【今年度の取り組み】

アウトリーチモデル事業の実施事例を集積して分析し、抽出された課題への対応方法について検討する。

昨年度から今年度初めに実施した、精神科病院長期入院者へのヒアリング調査結果を分析し、地域移行に向けた方策を検討する。

◆アウトリーチモデル事業について

見沼区及び緑区におけるケア会議で決定した対象者への支援を進め、実施事例を集積する。

地域生活支援部会において分析を行い、翌年度への事業展開について検討する。

◆精神科病院長期入院者への地域移行について

引き続き、ピアサポーター活動の充実等に向けた検討を行う。

◆障害者虐待防止部会について◆

【昨年度の取り組み】

一昨年・昨年と続いた大阪府寝屋川市や兵庫県三田市における精神疾患等を理由とした監禁事件を受けた、支援に繋がっていない障害者の支援方法について検討した。

◆第1回 障害者虐待防止部会 (H30.8.23(木))

- ・ 検討事項の共有
- ・ 課題整理
 - ① 緊急時の保護先の不足
 - ② 支援が入っていない家庭と繋がる方法
 - ③ 発達障害児及びその家族への支援の難しさ、等

◆第2回 障害者虐待防止部会 (H31.1.22(火))

発達障害児及びその家族への支援の難しさを理由に虐待に繋がるケースについて、埼玉県自閉症協会会長小材由美子様より「発達障害のある子どもを育てる戸惑いと難しさ」をお話いただく。

【今年度の取り組み】

●昨年度に引き続き、支援に繋がっていない障害者の支援方法について検討を行う予定。

●今後の検討を進めるにあたり、行政の立場として虐待対応をすることの現状を把握するため、令和元年5月、事務局と障害者虐待防止部会の行政職員とで庁内ワーキングを実施した。

◆庁内ワーキングで出た意見

- ・ 行政職員の虐待対応スキルが積み上がるような工夫作りが必要。

例1) 虐待対応を経験したことがある職員から未経験職員へ、事案内容や対応方法を話し伝える場を設ける。

例2) さいたま市高齢・障害者権利擁護センターで実施してる「権利擁護スーパーバイズ事業(※)」で蓄積された本市の虐待の傾向や良く受ける相談内容を、行政職員等にフィードバックする。

(※) 行政職員等に対して虐待対応の助言を行う事業

◆相談支援部会について◆

【昨年度の取り組み】

本市における相談支援体制強化を図るため、3か所目となる基幹相談支援センターの整備及び自立支援協議会 地域部会の設置に向けた検討を行った。地域部会については、構成メンバーや事務分担等の検討を進め、岩槻区に設置することとした。基幹相談支援センターについては、地域部会や地域生活支援拠点との関連性を踏まえて議論を継続することとした。

◆第1回 相談支援部会ワーキングチーム（H30.5.18）

- ・今年度の取組について確認（基幹相談支援センター・地域部会について）
- ・地域部会 実施要領について

◆第2回 相談支援部会（H30.7.24）

- ・地域部会のイメージ図・要綱案等を提示し、各委員が持つ地域部会へのイメージやあり方についての検討を進めた。
- ・また、地域部会設置にあたって、各区における既存の取組状況について共有し、先行設置区にふさわしい区の選定を進めた。

◆第3回 相談支援部会（H31.2.27）

- ・前回までの検討内容を踏まえ、地域部会設置区を岩槻区と定めた。
- ・3か所目の基幹相談支援センターについては、地域部会や地域生活支援拠点との関連性を踏まえて議論を継続することとした。

【今年度の取り組み】

地域部会については、岩槻区の地域特性を活かせるように関係機関で検討を進める。また、追加設置区2区（もしくは2地域）について検討する。基幹相談支援センターについては、機能を整理して3か所目の基幹相談支援センター設置区を決定する。

◆地域部会について

岩槻区 地域部会は出席メンバーや規定の整備を進め、地域の関係機関へのアナウンスを経て今年度から実施する。

また、令和2年度には追加で2区（もしくは2地域）に地域部会を設置予定であるため、設置に向けた働きかけを行う。

◆基幹相談支援センターについて

現状では、中央区と南区に基幹相談支援センターを設置しているが、3か所目の整備にあたっては、既存の2センターとの役割を整理しながら整備箇所の検討を進める。

◆子ども部会について◆

【昨年度の取り組み】

医療技術の進歩などを背景に、たん吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進を目的とした部会を新設した。

現状と課題の把握のため、医療的ケア児の実態調査を、令和元年度秋以降に実施する予定。

◆第1回 子ども部会 (H30.8.30(木))

- ・医療的ケア児の定義について
- ・医療的ケア児数の把握について

◆第2回 子ども部会 (H31.1.31(木))

事務局が作成した医療的ケア児実態調査のアンケート票(案)をもとに内容の精査を行った。

調査対象・・・さいたま市在住で、県内特別支援学校(小・中・高)に在籍している、日常的に医療的ケアを必要とする障害児

調査時期・・・令和元年秋以降を予定

調査項目・・・医療的ケアの内容、相談先、学校の在籍状況 等

【今年度の取り組み】

実態調査の実施に向けて、アンケート票の精査や関係機関への協力依頼を行う。

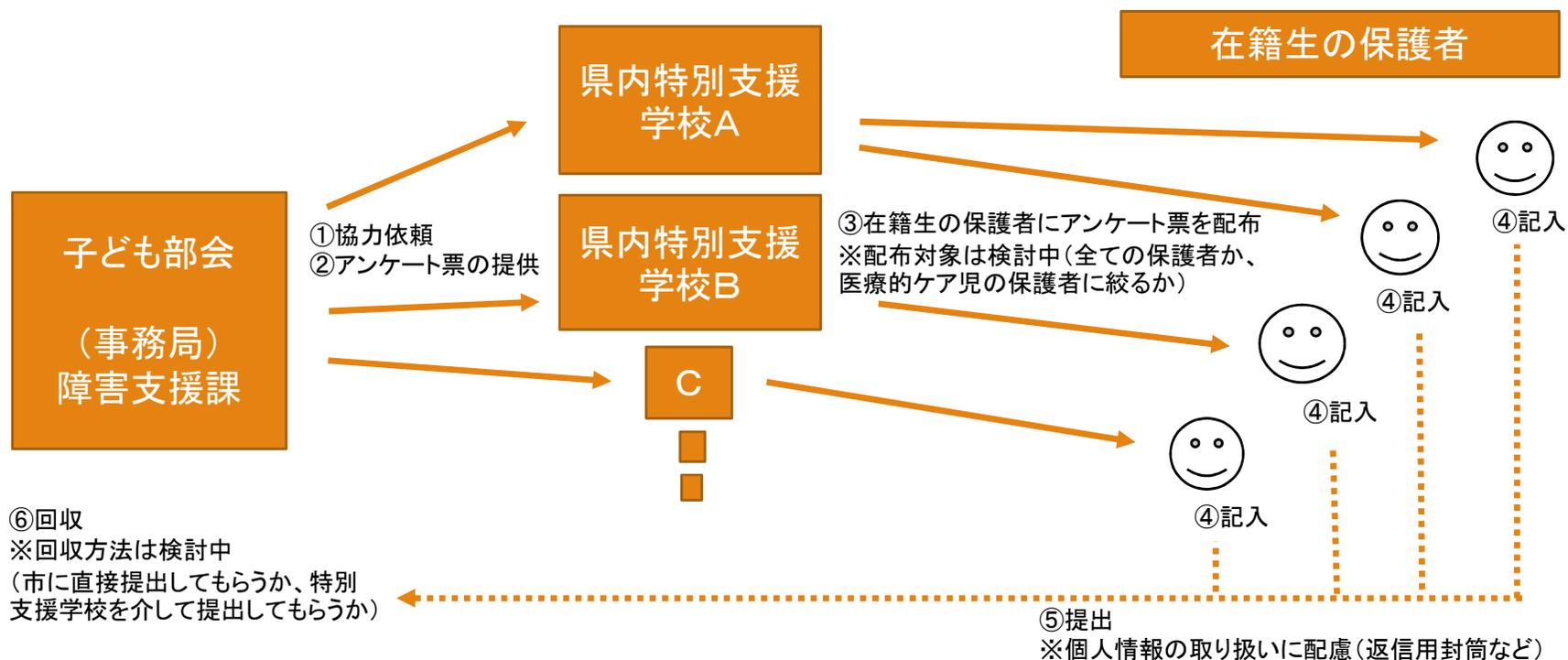
次回本協議会(R1.11.13 予定)でアンケート票を提示し、内容を御確認いただいた後、調査を実施する予定。

◆その他

保健部局が所管する「さいたま市小児在宅医療推進委員会(※)」の事務局と相互の会議内容の情報交換を行い、福祉と医療の連携に取り組んでいる。

(※)本市の小児在宅医療の推進に関する事項について協議等を行う場

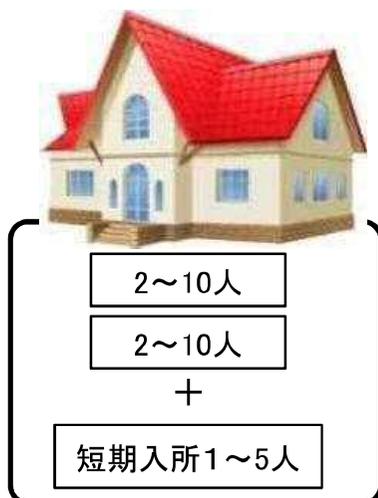
医療的ケア児アンケート調査について(調査方法案)



重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合
 - (1) 区分6 1,098単位
 - ： ：
 - ：
 - ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令及び解釈通知（抜粋）

基準省令	解釈通知
<p>第213条の10（協議の場の設置等）</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</p>	<p>④協議の場の設置等（基準第213条の10）</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、施行規則第34条の19第1項第18号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第213条の11において準用する基準第75条第2項の規定に基づき、5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。</p>

さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート実施概要(案)

1 目的

保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、次期さいたま市障害者総合支援計画(令和3～5年度)を策定する際の基礎資料とすることを目的とする。

2 今後のスケジュール(予定)

- 5月 ワーキンググループ(調査票検討作業)
- 6月 アンケート素案(案)作成
- 7月 障害者政策委員会へアンケート素案提示
- 8月 アンケート最終案作成、封筒作成・印刷
- 9月 アンケート内容確定、アンケート(調査票)印刷
- 10月 アンケート(調査票)発送(10/1)、回収(10/31 まで)
- 11月 回答集計、データ入力
- 1月 集計結果速報概要版の作成
障害者政策委員会へ集計結果速報概要版の報告
- 2月 アンケート結果報告書(案)の作成
- 3月 アンケート結果報告書印刷
障害者政策委員会へ結果報告

●参考

障害者政策委員会 日程(予定)

- 第1回 令和元年7月16日(火) 14:00 ～ 16:00
- 第2回 令和2年1月21日(火) 14:00 ～ 16:00
- 第3回 令和2年3月17日(火) 14:00 ～ 16:00

市民会議 日程(予定)

- 第1回 令和元年6月28日(金) 19:00 ～ 21:00
- 第2回 令和元年11月26日(火) 9:55 ～ 11:40
- 第3回 令和2年3月2日(月) 14:00 ～ 16:30

3 調査の概要

実施時期:令和元年10月1日(火)～10月31日(木)

配布数:6,500部

調査については、今後の政策の方向性や具体的施策の形成、見直し
が適切かつ公平・公正に行われるよう客観的な基準により判断できる統計
とする必要がある。

対象者分類	総数	抽出率	抽出数	対象者抽出方法等
身体障害者	約 34,000 人	約 10%	3,400	手帳所持者から無作為抽出
知的障害者	約 8,000 人	約 10%	800	手帳所持者から無作為抽出
精神障害者	約 12,000 人	約 10%	600	手帳所持者から無作為抽出
			600	自立支援医療利用者から無作為抽出
難病患者	約 7,500 人	約 8%	600	指定難病患者から無作為抽出
精神科病院入院患者	—	—	150	精神科病院に配布依頼
発達障害者	—	—	200	発達障害者団体に配布依頼
障害福祉事業所	—	—	150	市内障害福祉関係事業所から無作為抽出
計			6,500 部	

配布方法:①郵送による配布(無作為抽出)

②病院や団体への配布依頼

正確な推計結果を得るためには、抽出した対象者群が市全体の縮図と
なるように抽出することが必要である。(回収率や特定の回答者の分布
への偏りが生じるなどの可能性があるため。)

回収方法:同封した返信用封筒(料金受取人払)による郵送

調査対象者のプライバシーを保護すること、調査票提出の自由意志を
尊重すること等を配慮して、調査票の回収は、原則として郵送により、
実施することとする。

設問内容:設問内容は、比較のため前回の踏襲を基本とする。(10～40項目程度。)

4 その他

(1)点字版等調査票の配布方法

視覚障害者には、調査票を郵送配布する際に、点字版調査票を各区支援課、障害
政策課に用意していること、及び希望者には電子データを電子メールで送付できるこ
とを通知文で案内する。(点字版および音声版通知文も同封する。)

(2)窓口対応

各区支援課に調査票の見本、閲覧・貸し出し用点字版調査票を配布予定。調査票内
容に関する問い合わせや記入の補助などの支援を行う。

次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧(令和元年度実施)(案)

調査票種別	身体障害者(A)	知的障害者(B)	精神障害者/自立支援医療利用者(C)	難病患者(D)	発達障害者(F)	精神科病院入院患者(E)
項目	設問	設問	設問	設問	設問	設問
基本属性	記入者	記入者	記入者	記入者	記入者	記入者
	性別	性別	性別	性別	性別	性別
	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢
	居住区	居住区	居住区	居住区	居住区	居住区
	手帳等級(療育)	手帳等級(療育)	手帳等級(療育)		手帳等級(療育)	手帳等級(療育)
	手帳等級(身体)	手帳等級(身体)	手帳等級(身体)		手帳等級(身体)	手帳等級(身体)
	障害種別(身体)	障害種別(身体)	障害種別(身体)		障害種別(身体)	障害種別(身体)
	高次脳機能障害の有無		高次脳機能障害の有無			高次脳機能障害の有無
	手帳等級(精神)	手帳等級(精神)	手帳等級(精神)		手帳等級(精神)	手帳等級(精神)
				手帳の有無		手帳の取得希望
					最新の診断名	
周囲へ障害を伝えるか否か	周囲へ障害を伝えるか否か	周囲へ障害を伝えるか否か	周囲へ病気を伝えるか否か	周囲へ障害を伝えるか否か		
周囲へ障害を伝えない理由	周囲へ障害を伝えない理由	周囲へ障害を伝えない理由	周囲へ病気を伝えない理由	周囲へ障害を伝えない理由		
住まいの場	居住場所	居住場所	居住場所	居住場所	居住場所	
	同居者	同居者	同居者	同居者	同居者	同居者(入院前)
	今後希望する居住場所	今後希望する居住場所	今後希望する居住場所	今後希望する居住場所	今後希望する居住場所	
	グループホーム・ケアホームを利用したい地域	グループホーム・ケアホームを利用したい地域	グループホーム・ケアホームを利用したい地域	グループホーム・ケアホームを利用したい地域	グループホーム・ケアホームを利用したい地域	
収入	収入の種類	収入の種類	収入の種類	収入の種類		
日常生活	主な介助者(支援者)	主な介助者(支援者)	主な介助者(支援者)	主な介助者(支援者)	主な介助者(支援者)	
	主な介助者(支援者)から介助(支援)を受けられないときはどうするか	主な介助者(支援者)から介助(支援)を受けられないときはどうするか	主な介助者(支援者)から介助(支援)を受けられないときはどうするか	主な介助者(支援者)から介助(支援)を受けられないときはどうするか	主な介助者(支援者)から介助(支援)を受けられないときはどうするか	
	日常生活のことで支援が必要かどうか(11項目)	日常生活のことで支援が必要かどうか(11項目)	日常生活のことで支援が必要かどうか(11項目)	日常生活のことで支援が必要かどうか(11項目)	日常生活のことで支援が必要かどうか(11項目)	日常生活のことで支援が必要かどうか(11項目)
相談	紙おむつを使用しているか					
	相談相手	相談相手	相談相手	相談相手	相談相手	
	相談できない理由	相談できない理由	相談できない理由	相談できない理由	相談できない理由	

調査票種別	身体障害者(A)	知的障害者(B)	精神障害者/自立支援医療利用者(C)	難病患者(D)	発達障害者(F)	精神科病院入院患者(E)
項目	設問	設問	設問	設問	設問	設問
日中活動	平日日中の過ごし方	平日日中の過ごし方	平日日中の過ごし方	平日日中の過ごし方	平日日中の過ごし方	平日日中の過ごし方
	日中活動の場についての困難や不満	日中活動の場についての困難や不満	日中活動の場についての困難や不満	日中活動の場についての困難や不満	日中活動の場についての困難や不満	日中活動の場についての困難や不満
	幼稚園、保育園、学校への希望	幼稚園、保育園、学校への希望		幼稚園、保育園、学校への希望	幼稚園、保育園、学校への希望	
	自宅にいる理由	自宅にいる理由	自宅にいる理由	自宅にいる理由	自宅にいる理由	
	どのように働いているか(雇用形態)	どのように働いているか(雇用形態)	どのように働いているか(雇用形態)	どのように働いているか(雇用形態)	どのように働いているか(雇用形態)	どのように働いているか(雇用形態)
					手帳を利用して働いているか	
					手帳を利用して働いていない理由	
	労働日数/週	労働日数/週	労働日数/週	労働日数/週	労働日数/週	
	労働時間/日	労働時間/日	労働時間/日	労働時間/日	労働時間/日	
	平均給与・賃金/月及び賞与	平均給与・賃金/月及び賞与	平均給与・賃金/月及び賞与	平均給与・賃金/月及び賞与	平均給与・賃金/月及び賞与	
	現在の仕事の見つけ方	現在の仕事の見つけ方	現在の仕事の見つけ方	現在の仕事の見つけ方	現在の仕事の見つけ方	
仕事を続けるために必要なこと	仕事を続けるために必要なこと	仕事を続けるために必要なこと	仕事を続けるために必要なこと	仕事を続けるために必要なこと		
社会参加	外出時の移動手段	外出時の移動手段	外出時の移動手段	外出時の移動手段	外出時の移動手段	
	タクシーの利用頻度(月)	タクシーの利用頻度(月)	タクシーの利用頻度(月)	タクシーの利用頻度(月)		
	自動車に乗る際の主な運転者	自動車に乗る際の主な運転者	自動車に乗る際の主な運転者	自動車に乗る際の主な運転者		
	福祉タクシー利用券の利用枚数	福祉タクシー利用券の利用枚数				
	移動支援事業の利用	移動支援事業の利用	移動支援事業の利用			
	外出時の困難	外出時の困難	外出時の困難	外出時の困難		
情報	障害福祉に関する情報源	障害福祉に関する情報源	障害福祉に関する情報源	障害福祉に関する情報源	障害福祉に関する情報源	
	情報入手やコミュニケーション上の困難	情報入手やコミュニケーション上の困難	情報入手やコミュニケーション上の困難	情報入手やコミュニケーション上の困難	情報入手やコミュニケーション上の困難	
障害者への理解	障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何か。	障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何か。	障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何か。	障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何か。	障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何か。	
	ノーマライゼーション条例を知っているか	ノーマライゼーション条例を知っているか	ノーマライゼーション条例を知っているか	ノーマライゼーション条例を知っているか	ノーマライゼーション条例を知っているか	
	障害者差別解消法を知っているか	障害者差別解消法を知っているか	障害者差別解消法を知っているか	障害者差別解消法を知っているか	障害者差別解消法を知っているか	
災害時の対応	災害の際の取組	災害の際の取組	災害の際の取組	災害の際の取組	災害の際の取組	
	災害時の準備	災害時の準備	災害時の準備	災害時の準備	災害時の準備	
	災害時に希望する支援	災害時に希望する支援	災害時に希望する支援	災害時に希望する支援	災害時に希望する支援	

調査票種別	身体障害者(A)	知的障害者(B)	精神障害者/自立支援医療利用者(C)	難病患者(D)	発達障害者(F)	精神科病院入院患者(E)
項目	設問	設問	設問	設問	設問	設問
成年後見制度		成年後見制度を知っているか	成年後見制度を知っているか			成年後見制度を知っているか
		成年後見制度の利用状況	成年後見制度の利用状況			成年後見制度の利用状況
		成年後見制度申立て手続きについて	成年後見制度申立て手続きについて			成年後見制度申立て手続きについて
		成年後見制度を利用した感想	成年後見制度を利用した感想			成年後見制度を利用した感想
		成年後見制度を利用しなかった理由	成年後見制度を利用しなかった理由			成年後見制度を利用しなかった理由
精神科等の受診			初診時の年齢			初診時の年齢
			受診(通院)状況			
			現在は何回目の入院か			現在は何回目の入院か
			通算の入院期間			通算の入院期間
			入院・通院していない理由			
			医療費の負担者			
			医療費の負担感			
						自身が入院の必要性を判断したか 自身が入院を必要とした理由 自身が入院を不要とした理由
病気・医療の状況				特定(指定)疾患医療の疾病		
				発症時期		
				継続的な医療の有無		
				複数の医療機関利用の有無		
				利用医療機関の場所		
				過去3年以内の入院の有無		
				過去2年以内の通算入院期間		
			過去3年以内の入院の目的			
病院生活						最近外出した時期
						最近外出していない理由
						最近外泊した時期
						最近外泊した場所
					最近外泊していない理由	

調査票種別	身体障害者(A)	知的障害者(B)	精神障害者/自立支援医療利用者(C)	難病患者(D)	発達障害者(F)	精神科病院入院患者(E)
項目	設問	設問	設問	設問	設問	設問
今後の生活						退院について
						入院している理由
						退院したくない理由
						退院できる支援の条件
						退院後したい生活
発達の状況					障害に気づいた時期	
					障害に気づいたきっかけ	
					発達支援の困難	
要望 その他	障害福祉施策に対する要望	障害福祉施策に対する要望	障害福祉施策に対する要望	障害福祉施策に対する要望	障害福祉施策に対する要望	
	今後したいこと	今後したいこと	今後したいこと	今後したいこと	今後したいこと	
	自由記述	自由記述	自由記述	自由記述	自由記述	自由記述